

『長崎の味カード』及び『お食事券(500円券)』取扱終了に伴う払戻のお知らせ
(資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しのお知らせ)

当社発行の前払式支払手段『長崎の味カード』及び『お食事券(500円券)』について、下記の通り未使用残高の払戻しをいたしますので、お手持ちの同カード及び同券がございましたら、期間内に払戻し請求のお申出をいただきますようご案内いたします。

●払戻しを行う前払式支払手段発行者
リンガーハット開発株式会社

●払戻しに係る前払式支払手段の種類

『長崎の味カード』(磁気型_①~④)及び『お食事券』(500円券_⑤)

- ①発売額 1,000円(表示 1000) ②発売額 3,000円(表示 3090)
③発売額 5,000円(表示 5200) ④発売額 10,000円(表示 10500)
⑤発売額 500円



●払戻しの申出期間

令和2年2月28日(金曜日)から令和2年5月29日(金曜日)まで(当日の消印有効)

※なお上記期間内にお申し出いただかなかった場合は、当該払い戻しの手続きから除外されますのでご注意ください。

●払戻しの申出の方法

払戻し申出期間中に下段に記載している問合せ先(リンガーハット開発株式会社 総務課)まで、予めご連絡をお願い致します。その後、お手元の『長崎の味カード』及び『お食事券』を問合せ先まで、ご郵送いただきますようお願い致します。

●払戻しの方法

ご郵送いただいた『長崎の味カード』及び『お食事券』の未使用残高を現金書留にて郵送いたします。ご郵送いただいた際の郵送料及び現金書留での郵送料は弊社が負担致します。

●払戻しの対象とならない『長崎の味カード』

- ①偽造または変造されている場合 ②磁気部分の破損により未使用残高が読み取れない場合

●払戻しに関するお問い合わせ先

〒206-0002 東京都多摩市一ノ宮3丁目1-3 桜ヶ丘Kビル4F
リンガーハット開発株式会社 総務課
電話: 042-401-8061 (平日午前9時~午後5時まで)

以上

令和2年2月28日
リンガーハット開発株式会社
代表取締役社長 山口雅彦